

第三部
今後の課題と展望

VI 今後のまちづくりの課題と展望

本計画は、対象領域の限定された「都市計画」、すなわち「市街地の整備計画」であることを超えて、総合的な、人々の暮らしを具現化する日野市のさまざまな場所を規定する計画となっています。

しかしながら、実現していくためには、国や東京都との関係や法制度上の問題などから、まだまだ課題が残されています。

そこで、本計画を実現していくための3つの課題と展望を次に示し、一步一步、取り組んでいきます。

1. まちづくりマスタープランを「動かす」日野市独自のまちづくり条例を検討していきます

1) 特別用途地区や地区計画を活用したまちづくりを進めるためのルールづくり

本計画は、総勢100名を超える市民の方々と約4年間の協働作業により、策定されました。

このたくさんの市民の方々の思いを実現していくためには、自治体独自のまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、これから自治体独自の土地利用規制が定められる特別用途地区や地区計画を活用しながらまちづくりを進めていきます。

るのではなく、市民の方々が考える将来の暮らしの姿をきめ細かに描いていくこととしました。

そして、今後、本計画に定められた将来像にもとづき、日野市全域のまちづくりの基準を定めるとともに、地域の特性に合わせた、きめ細かなまちづくりの基準についても定めていきます。

このまちづくりの基準が具体的な数値目標である場合には、その基準から逸脱も許容するような柔軟な仕組みとする必要があります。

2) きめ細かなまちづくりの基準に基づいた良好な開発を誘導するためのルールづくり

本計画を策定するにあたって「もっと詳細に、具体的に定めるべきである」という市民の方々からの意見がありました。

しかしながら、社会情勢の変化が激しい中、計画策定の段階で、将来の日野の姿を数値などにより、詳細に定め、基準化することの是非が問われました。

また、すべてを事前に基準化しようとする、あってもなくても同様の緩いルールしか定めることしかできないという課題も存在しました。

そこで、本計画では、数値などを詳細に定め

3) さまざまなまちづくりを評価・点検するためのルールづくり

まちづくりマスタープランは、日野市のまちづくりを進めていくための羅針盤となります。また、これにより、日野市は都市経営を進めていくこととなります。そのため、市民からの要請や社会・経済情勢等の大きな変化に対応した軌道修正が必要となってきます。

軌道修正は、計画及び事業の期間終了後に成果と計画とのズレを点検し、見直すのではなく、計画及び事業の途中段階で、常に目標とのズレがないかを点検し、目標に近づけるための微修正を実施していくことが効果的です。

このため、常に計画・事業を評価し、点検できる「まちづくりのマネジメントシステム」を構築していきます。

また、職員一人ひとりが、自己判断によって自動的かつ円滑に進めることができるようなプロセスとする必要があります。

2. 充実した市民参画ができる仕組みを確立します

計画づくりや個別具体のまちづくりにおいての市民参画は重要であり、日野市においても、数多くの市民参画によるまちづくりが進められています。

しかしながら、問題は市民参画の内実です。予算や人材も限られている中で、どのようにしてその内実を充実させるかがこれからの課題となっています。

そこで大量の人的サポートを必要とせず、少数の専門的スタッフと参画する市民が、自分た

ちの力でその過程を充実化する方法を確立する必要があります。

この課題は、手続き的な市民参画の条例を制定するだけでは解決することができません。

たくさんの日野市に眠る人的資源の発掘・育成や、市民活動団体やNPO、専門家・行政とのパートナーシップのあり方、市職員の育成など課題は多岐にわたります。

このような市民参画の内実を充実化させる視点で、その仕組みづくりを進めていきます。

3. 「記憶と文化を伝えること」「暮らしの舞台を支えること」「仕事を育むこと」の3つの視点で都市計画を運用していきます

本計画においても、まちづくりは経済、雇用の促進に寄与することが必要であることは述べましたが、それが主目的ではありません。

都市計画は景気調整や不動産市場操作の道具にはならないことを、ここでもう一度述べておきます。日野市の、都市計画の運用は、① 記憶と文化を伝えること ② 暮らしの舞台を支えること ③ 仕事を育むことの3つの視点が目的となります。

都市計画の規制や緩和、さまざまなまちづくり事業の実施は、この3つの目的に照らし、運

用していくこととします。

また、この3つの目的を達成することができるのは、最も市民に身近な行政サービスを提供できる基礎自治体である考えます。

国は一律的に建築基準法を緩和していく方針ですが、どこに、どのような指定水準を適用するかは基礎自治体の都市計画に委ねていくべきだと考えます。

そのため、都市計画について分権を徹底し、自治体の自由度を高める制度改革を進めていくよう国や東京都に働きかけていきます。